

監査委訓令第1号

監 査 事 務 局

青梅市監査事務局処務規程（昭和39年監査委員訓令第1号）の一部を
次のように改正する。

令和8年7月3日

青梅市監査委員 嶋 崎 雄 幸
同 鴨 居 孝 泰

青梅市監査事務局処務規程の一部改正

青梅市監査事務局処務規程（昭和39年監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

付 則

この規程は、令和8年7月3日から施行する。